

審査報告

請願審査報告書

- | 件名 | 請願第九号在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願書 |
|-----------|-----------------------------|
| 一件 | |
| 二 委員会付託月日 | 昭和四十六年十二月十四日（第四回福生市議会定例会） |
| 三 委員会開会月日 | 昭和四十六年十二月十七日 午前九時 |
| | 昭和四十七年一月二十一日 午前九時 |
| | 昭和四十七年二月二十三日 午前九時 |

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ執行機関に送付すべきものと決定した。

（意見）

願意は了とされるので、実現について努力されたい。
右のとおり報告いたします。

昭和四十七年二月二十三日

福生市議会議長 末次 性男 殿

厚生委員会委員長 関 米吉

審査報告

請願審査報告書

件

名

請願第十号 交通規制改善に関する請願書

二 委員会付託月日

昭和四十六年十二月十四日 (第四回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日

昭和四十六年十二月二十日 午前九時

昭和四十七年二月十四日 午前九時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ
執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意は了とされるので、民意の実現について努力されたい。
右のとおり報告いたします。

昭和四十七年二月十四日

総務委員会

委員長 森田 秀雄

福生市議会議長 末次 性男 殿

審査報告

請願審査報告書

- | | | | |
|----|---------|---------------|--|
| 一件 | 名 | 請願第十一号 | 建設労働者にふさわしい労働者保険の適用と建設国保組合に対する国庫負担増額等に関する請願書 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和四十六年十二月二十三日 | (第四回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和四十六年十二月二十一日 | 午前九時 |

昭和四十七年 二月二十三日 午前九時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、次のとおり決定した。

採択とすべき分 (請願の事項中一項から四項及び六項)

(理由)

願意について了とし、関係方面に意見書を提出すべきである。

六項については、願意は了とするので実施について意をもちいられたい。

不採択とすべき分 (請願の事項中五項)

財政上の意にそいがない。
その他社会保険等との均衡上早期実施が困難なため。
右のとおり報告いたします。

昭和四十七年二月二十三日

厚生委員会

委員長 関

米 吉

福生市議会

議長 末 次 性 男 殿



審査報告

請願 審 査 報 告 書
一 件 名

二 委員会付託月日 昭和四十七年三月十八日 (第一回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十七年三月二十四日 午前九時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意は了とされるので、設置について努力されたい。

右のとおり報告いたします。

昭和四十七年三月二十四日

建設委員会

委員長

伊 東 忠次郎

福生市議会議長

末 次 性 男 殿



審査報告

請願審査報告書

一件

名 請願第二号 排水溝改良に関する請願書

二 委員会付託月日 昭和四十七年三月十八日 (第一回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十七年三月二十四日 午前九時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意は了とされるので、改良について努力されたい。

右のとおり報告いたします。

昭和四十七年三月二十四日

建設委員会

委員長 伊 東 忠次郎

福生市議会議長

末次 性男 殿

審査報告

請願審査報告書

一件

名 請願第三号 道路新設に関する請願書

二 委員会付託月日 昭和四十七年三月十八日（第一回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和四十七年三月二十四日 午前九時

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した、

（意見）

願意は了とされるので、新設について努力されたい。

右のとおり報告いたします。

昭和四十七年三月二十四日

建設委員会

委員長 伊 東 忠次郎

福生市議会議長

末次 性男 殿

審査報告

陳情 審査報告書

一件

名 陳情第一号 し尿並に浄化槽より生ずる汚物に対する終末処理

場増設に関する陳情書

二 委員会付託月日 昭和四十七年三月十八日 (第一回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十七年三月二十三日 午前九時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意は了とされるので、増設について努力されたい。

右のとおり報告いたします。

昭和四十七年三月二十三日

厚生委員会

委員長 関

米 吉

福生市議会議長

末次 性男 殿

審査報告

陳情 審査報告書

一件

名 陳情第二号 し尿浄化槽の清掃並に維持管理の許可に関する陳情

書

二 委員会付託月日 昭和四十七年三月十八日 (第一回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十七年三月二十三日 午前九時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果つぎの理由により不採択と決定した。

(意見)

願意は了とされるが許可については、市長の権限である。

に陳情された。

右のとおり報告いたします。

昭和四十七年三月二十三日

厚生委員会

委員長

関

米 吉

福生市議会議長

三 氏 性 男 殿

陳情第三号

消火給水施設の早期設置に関する陳情書

こゝ数年来、公害事案が社会問題として大きく反響を巻起している矢先の、昨年十二月三十日夕刻、私達の住宅地帯に程近い、福生市熊川一、六〇〇番地附近（米空軍横田基地着陸帯南端、五日市街道沿い）にある砂利採取跡穴（面積約一〇〇米四方、深さ約一〇米）に棄てられた各種の巨大なゴミが残り火によると思われる原因により火災が発生し、年末年始にかけ数日間に亘り燃え続きました。

附近には横田基地内のガソリン貯蔵所や民間プロパンガス集積所、塗装工場等引火爆発の恐れがある危険なものが多く、火災発生と同時に市消防署、地域消防団、附近の住民、会社工場等の方々が懸命の消火活動を致しましたが、私達はこの件を機に更に不安を一段と強めているのであります。

それと申しますのは、この附近は戦後徐々に開発され、現在では会社工場等が約二十社、住宅も第二都営団地を含め三〇〇世帯を起える程になりましたが、附近の道路、給排水の施設も未だ不完全で、消火用給水設備としては、熊川一、五九七番地所在、有限会社武田建設工業（代表者武田平氏）の所有するプール（長さ十六米、巾三米、深さ一・五米）が一ヶ所あるのみで、一端、今回のような火災発生の場合には、瞬く間に底をつき、数百米先の消火栓から、ホースで一度このプールに給水し、改めて放水消火に当るといふ頼りな

い実情であり、然も過去八年程の間には十数回の火災、ボヤ、交通事故による車輛火災等が発生した際には、その都度、こうした給水施設や消火器で応急措置をしており、個人の犠牲が今尙続けられているわけで、私達の不安は尙一層深まつております。

私達の祖先はこの附近が山野の時代ですら、火災の恐ろしさに備えて野火止用水路を残してありますが、現在はその跡を残すのみで先人が築いた尊い財産を有効に活用することも検討されなければならないと存じますが、何時又発生しないとも限らない火災等に対処する為、当面、この地域に（添付略図参照）効果的な消火用給水施設を早急に設置して載きたく、貴職におかれましては、前述の実態をとくにご検討賜わり、誠意を以つてご措置くださるよう茲に陳情に及んだ次第であります。

以上

昭和四十七年三月九日

陳情代表者 福生市熊川地区武蔵野町会

福生市熊川一、五〇五番地

第一ブロック担当副会長（会計）

石井 章 印

外 九十六名